

参考資料「し尿処理への対応」関係

出典：東日本大震災-宮城県の6か月間の災害対応とその検証-(宮城県，平成24年3月)P. 449～451

21 し尿処理の対策

(1) し尿班の設置

3月14日、環境生活部内各課からの職員で構成する技術次長以下4班体制による「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置し、そのうち、し尿処理維持管理体制の確保対策の担当として「し尿班(5人体制)」を編成し対応していくこととした。

(2) し尿処理対策に向けた要請等

3月14日、宮城県環境整備事業協同組合に赴き、「災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書」に基づく応援協力を要請した。

3月15日、山形県に対し「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくし尿処理を要請したところ、被災現場からの直接の要請であっても協定に基づくものとして処理する旨受諾された。

3月16日、各市町村に対し仮設トイレ及びし尿収集車の必要数調査を防災行政無線にて確認を行った。加えて、山形県及び秋田県内のし尿処理受入可能自治体の調査を行った。県内各市町村に調査を行った結果、3月16日現在13市町で仮設トイレ914基、し尿収集車46台のニーズが確認された。また、同日までに、公益社団法人宮城県生活環境事業協会に対し「災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書」に基づく応援協力を要請した。

仮設トイレ及びし尿収集車について、環境省廃棄物対策課宮城県現地支援班と打ち合わせを実施し、同支援班が県の要望数を受付し、環境省で必要数量を調達の上、供給を受けることとなった。

3月17日、し尿処理について山形県を通じて社団法人山形県水質保全協会の会員事業者に対し山形県内での処理を要請するとともに、県内関係市町等とマッチングを行い、山元町分について3月19日から、多賀城市分について3月24日から、亘理名取共立衛生処理組合管内分について3月28日から、県内のし尿を汲み取り山形県内の処理場に搬送して処理が開始された。また、大崎地域広域行政事務組合管内分については、宮城県環境整備事業協同組合の支援により3月22日から山形県内において処理が開始された。

仮設トイレについては、発災直後から災害対策本部事務局が新潟県からの支援を受け、3月12日から供給を開始するとともに、し尿処理班が市町の要望を確認し、災害対策本部事務局へ調達要請した分と併せて、最終的に8市町に2,420基の仮設トイレを供給した[他県等自治体支援712基、政府調達1,698基、民間業者無償提供10基(バイオトイレ)]。

仮設トイレの供給内訳は次のとおりである。

| 配送日 | 供給先 | 数量 | 調達先又は支援先 |
|------------|------|------|-----------------------|
| 3月12日 | 多賀城市 | 80基 | 新潟県(支援) |
| 3月12日から14日 | 登米市 | 128基 | 新潟県(支援) |
| 3月13日 | 東松島市 | 136基 | 新潟県(支援) |
| 3月15日から17日 | 名取市 | 56基 | 新潟県(支援) |
| 3月17日 | 気仙沼市 | 10基 | 国土交通省(災害対策本部事務局による調達) |
| 3月18日 | 石巻市 | 100基 | 国土交通省(災害対策本部事務局による調達) |
| | 南三陸町 | 20基 | 国土交通省(災害対策本部事務局による調達) |
| 3月19日 | 石巻市 | 10基 | 経済産業省(災害対策本部事務局による調達) |
| | 東松島市 | 500基 | 経済産業省(災害対策本部事務局による調達) |
| | 多賀城市 | 200基 | 経済産業省(災害対策本部事務局による調達) |

| | | | |
|-------|------|---------|-----------------------|
| | 気仙沼市 | 170 基 | 国土交通省（災害対策本部事務局による調達） |
| 3月22日 | 気仙沼市 | 40 基 | 国土交通省（災害対策本部事務局による調達） |
| | 石巻市 | 172 基 | 兵庫県（全国知事会ルートによる支援） |
| 3月23日 | 気仙沼市 | 158 基 | 国土交通省（災害対策本部事務局による調達） |
| 3月24日 | 多賀城市 | 100 基 | 川崎市（支援） |
| | 石巻市 | 200 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 3月25日 | 南三陸町 | 20 基 | 名古屋市（支援） |
| 3月26日 | 女川町 | 20 基 | 名古屋市（支援） |
| 3月31日 | 村田町 | 22 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 4月3日 | 村田町 | 78 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 4月4日 | 南三陸町 | 60 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 4月12日 | 石巻市 | 40 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 4月13日 | 南三陸町 | 10 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| | 気仙沼市 | 50 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 4月18日 | 気仙沼市 | 30 基 | 経済産業省（災害対策本部事務局による調達） |
| 5月28日 | 南三陸町 | 10 基 | 民間事業者による支援 |
| 計 | | 2,420 基 | |

3月26日、鹿児島県環境整備事業協同組合から公益社団法人宮城県生活環境事業協会へバキュームカー9台及びパッカー車3台の無償譲渡を受け、気仙沼市、多賀城市及び石巻市へ順次提供された。

(3) し尿処理対策の結果

今回の震災ではライフラインに大きな被害があり、水道管は多くの地域で被害を受け断水し、既設の水洗トイレが使用できなくなり、仮設トイレの設置が求められた。下水道が普及している地域ではし尿処理に慣れておらず、また、道路網の被害も大きく仮設トイレの設置が予想以上に遅れた。

し尿の汲み取りについても、し尿処理場の被災等のため処理できない状況に陥り、隣接山形県に処理を依頼したものであり、その後徐々に処理施設が復旧し処理可能になったものの、未だ復旧していない処理場にあっては山形県での委託処理を継続している。

仮設トイレについては、当初概算で1千台を越す必要数が見込まれたが、最終的には2倍強が必要とされた。し尿収集車については、山形県からの支援や鹿児島県環境整備事業協同組合からの無償譲渡及び県内事業者の事業再開により必要なし尿処理対策が行われたことにより、県においてし尿処理要請を行った地域は一部市町に留まった。

仮設トイレの搬送では、トラックに6基程度しか積み込むことができず、一度に大量の仮設トイレを搬送できない等により搬送に日数を要し、また、受入先においては、仮設トイレを置く場所の確保等ができず、配送日程調整等に時間を要する等の問題が発生した。また、避難者等からは、足腰の弱い高齢者にとって和式のトイレは使いづらく、洋式を設置して欲しいという意見や臭いや害虫等の発生が抑えられる衛生的なトイレの要望があったことから、意見・要望のあった市町に対し、無償提供に係る洋式の仮設トイレやバイオトイレ等を推奨するも、設置後の維持管理を理由に設置を見送られたケースがあった。このほか、仮設トイレの汚物処理に係る衛生問題が発生した事例もあり、避難が長期にわたるような場合には、当初からバイオトイレ等の設置又は状況により交換する等の措置が必要であったと思われる。